



訪問看護（介護保険）利用契約書

訪問看護ステーションきよみ

静岡市清水区興津東町1829

電話 054-360-4101

FAX 054-360-4872



(以下、「利用者」といいます)と訪問看護ステーションきよみ(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険等の関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また安心して在宅療養生活ができるよう訪問看護を提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定(または要支援認定)の有効期間満了日までとします。

但し、契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

(訪問看護計画)

第3条 事業者は、利用者の健康状態や日常生活全般の状況および希望、主治医の指示等を踏まえて、「居宅(または介護予防)サービス計画書」に沿って「訪問看護計画書」を作成します。事業者は「訪問看護計画書」を利用者およびその家族等に交付し、内容を説明します。

- 2 事業者は、利用者が心身の状態等の変化によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、変更等の対応を行います。

(訪問看護の実施)

第4条 事業者は、職員を利用者の居宅に派遣し、「訪問看護計画書」に定めた内容の訪問看護サービスを提供します。

- 2 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり主治医や居宅介護支援事業者(または包括支援センター)、保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携に努めます。
- 3 事業者は、利用者が「居宅(または介護予防)サービス計画書」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者(または包括支援センター)への連絡調整等の援助を行います。
- 4 事業者の職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者および家族等から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。
- 5 事業者は、訪問看護(介護予防訪問看護)サービスを提供した際には、サービス提供記録書を作成し、訪問看護の内容等を記録します。
- 6 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、その他の者に対しては、利用者の承諾ならびにその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(緊急時の対応)

第5条 事業所は、訪問看護サービス中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な処置を行います。

- 2 事業所は、24 時間連絡体制による相談の利用者に対して、利用者またはその家族等からの電話相談に対応するとともに、必要に応じて緊急時訪問し必要な援助を行います。

(秘密の保持)

第6条 事業者は、サービス提供する上で知りえた利用者またはその家族の情報については利用者の生命・身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得た場合は、一定の条件下で個人情報を使用できるものとします。

(利用料金)

第7条 利用者および家族等は、事業者に対しサービスに要した費用として重要事項説明書の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額は介護保険負担割合証の示す割合分となります）及び、利用者が個別に利用したその他の利用料金を支払うものとします。

但し、利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載）があるとき等は、利用者は一旦費用の全額を事業者に支払います。

- 2 利用者は、介護保険の利用限度額を超えた部分のサービスの利用については、費用の全額を事業者に支払います。
- 3 第1項の但し書きにより利用者が費用の全額を事業者に支払った場合、事業者は利用者にサービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日市町村窓口にて提示すれば、介護保険給付費の市町村負担割合分の払い戻しを受けることができます。
- 4 利用料のうち加算の変更があった場合は、契約書別紙を作成し変更事項を記載し署名押印の上、契約書末尾に添付します。
- 5 利用料金のうち、介護給付費体系の変更があった場合、事業者はサービス利用料金を変更することができるものとします。その際には、事業者は文書を交付して説明します。
- 6 利用者は訪問看護のサービスに要した費用については、利用者・連帯保証人もしくはその関係者が、連帯で責任を持って支払うものとします。

(契約の終了)

第8条 利用者および家族等は、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。本契約が終了する場合には、事業者は主治医や居宅介護支援事業者（包括支援センター）等との連携等の必要な援助を行いません。

- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、この契約を

解約することができます。

- ① 利用者の利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
 - ② 利用者またはその家族等が事業者や職員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者の要介護（要支援）認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合

（サービスの中止）

第9条 天災、災害、事業者・設備の故障、その他やむを得ない理由により、サービスの継続が困難になった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

（要望または苦情対応）

第10条 事業者は、利用者および家族等からの要望、苦情に対応する窓口を設置して適切に対応します。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

（協議事項）

第12条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、利用者および事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

〈事業者〉 事業者名 訪問看護ステーションきよみ
住 所 静岡市清水区興津東町1829
管理者名 成本 志保子 印

〈利用者〉 住所
氏名 印

〈連帯保証人〉 住所
氏名 印

訪問看護ステーションきよみ重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

法人名	静岡県厚生農業協同組合連合会
所在地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
電話番号	054-284-9843
代表者氏名	代表理事理事長 荒田 庄治

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションきよみ
開設年月	平成12年11月1日
所在地	静岡県静岡市清水区興津東町1829 介護老人保健施設きよみの里
電話番号	(054)360-4101
管理者氏名	成本 志保子
介護保険指定番号	介護予防訪問看護・訪問看護(2263290062号)
サービス提供地域	静岡市清水区
営業日	月曜日から土曜日(第2・第4・第5土曜日、国民の祝日、年末年始[12月30日から1月3日]、開設記念日、その他理事長の定めた日を除く)
営業時間	8:30から17:00(土曜日は12:30まで) 必要に応じて時間外の対応をします

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅で療養される方々が、その持てる能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、療養の世話または必要な診療の補助を行うことにより、生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図ることを目的とします。
運営方針	ひとりひとりを大切にしたケアサービスを提供し、保険・医療・福祉と連携して、地域の人々が安心して暮らせるようお手伝いします。

4. 職員の体制

資格	常勤専任	非常勤専任	常勤兼任			合計
看護師	7名					7名
リハビリ職種	3名	1名	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士 1名	5名

5. 訪問看護サービスの内容

サービス項目	内 容
健康状態の観察と助言	健康のチェックと助言（血圧・体温・脈拍・呼吸） 特別な病状の観察と助言、心の健康チェックと助言
日常生活の看護	清潔・食生活・排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり予防 コミュニケーションの援助
リハビリテーションの看護	体位変換、関節などの運動や動かし方の指導、肺理学療法 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など） 福祉用具の利用相談、言語障害コミュニケーションの援助 生活の自立・社会復帰への支援
精神・心理的な看護	不安な精神・心理状態のケア、生活リズムの調整 事故防止・服薬・リラックスのためのケア
認知症の看護	認知症状に対する看護・介護相談、生活リズム調整 コミュニケーションの援助、事故防止のケア
検査・治療促進のための看護	病気への看護と療養生活の相談、床ずれ・その他創部の処置 医療機器や器具使用者のケア、服薬指導・管理 その他、主治医の指示による処置・検査
療養環境のアドバイス	住宅改修の相談、療養環境の整備、福祉用具導入のアドバイス
介護者の相談	介護負担に関する相談、健康管理、日常生活に関する相談 精神的支援、患者会・家族会・相談窓口の紹介
ケアサービス(社会資源)の相談	在宅サービスや保健・福祉サービス紹介、各種サービス提供機関との 連絡・調整
ターミナルケア	痛みのコントロール、療養生活の援助、療養環境の調整 看取りの体制への相談・アドバイス、本人・家族の精神的支援

その他 介護保険に関する相談サービス提供事業者、介護支援専門員との連携等

6. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービス提供の開始に際しては、主治医より訪問看護指示書の交付を受けて行います。訪問看護指示書の交付には、主治医の医療機関から医療費の請求があります。訪問看護の指示期間が終了した場合、利用の終了の申し出がない限り再交付の手続きを行います。
- (2) 病状の変化や緊急時は、主治医へ連絡し指示を受けます。また訪問看護報告書を毎月作成し、主治医との連携を図ります。
- (3) サービス提供にあたっては「訪問看護計画書」作成し、複数のサービス担当者が交代でサービスを提供します。
- (4) 24時間相談体制と緊急時訪問看護のご利用の場合は、いつでもご相談ください。必要に応じ対応いたします。
- (5) 利用者の都合、入院または介護保険施設へ入所等により、訪問看護の予定日時を変更・中止する場合には、速やかにご連絡ください。

- (6) サービス利用に際し、健康保険証・介護保険証等を確認いたします。保険証に変更があった場合には事業者にご提示ください。
- (7) 訪問看護に当たり、感染予防の観点から、サービス提供前後に洗面所等を使用させていただきます。その際使用するタオル等は職員が持参いたします。
- (8) サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、緊急時に主治医等に連絡する電話等も使用させていただきます。
- (9) 当事業所は、看護学校等の実習機関となっています。サービス担当者に同行させていただきますようご協力をお願いいたします。
- (10) 理学療法士等の訪問の適正化
理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であります。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に当たり訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた適切な評価を行うため看護職員が定期的に訪問をさせていただきます。

7. 利用料金

サービスを利用した場合にお支払いいただく料金は、介護保険負担割合証の示す割合分が自己負担額となります。利用料金は月毎に計算し、1ヶ月分をまとめて翌月初旬に請求書をお渡しします。

JA しみずの口座振替は翌月 20 日、その他の金融機関の口座振替は翌月 27 日となります。振替前日までに口座へのご準備をお願いします。入金確認後、領収書をお渡しします。

(1) 保険給付分

◎通常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）

※端数切り上げ

	標準的な所要時間	負担割合					
		1割負担		2割負担		3割負担	
介護給付	20分未満	328	円	655	円	982	円
	30分未満	491	円	982	円	1,473	円
	30分以上1時間未満	858	円	1,716	円	2,573	円
	1時間以上1時間30分未満	1,176	円	2,351	円	3,527	円
	訪問リハビリ40分	613	円	1,226	円	1,838	円
	訪問リハビリ60分	829	円	1,657	円	2,486	円
予防給付	20分未満	316	円	632	円	948	円
	30分未満	470	円	940	円	1,410	円
	30分以上1時間未満	828	円	1,655	円	2,482	円
	1時間以上1時間30分未満	1,136	円	2,272	円	3,408	円
	訪問リハビリ40分	592	円	1,184	円	1,776	円
	訪問リハビリ60分	444	円	888	円	1,332	円

通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時）、または早朝（午前6時から午前8時）：25%の額
- ・深夜（午後10時から午前6時）：50%

◎加算料金（1ヶ月あたりの料金）

※端数切り上げ

加算項目内容	加算される料金		
	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ（退院した日）	365円	730円	1,095円
初回加算Ⅱ（退院した日の翌日以降） 新たに訪問看護を利用する、2ヶ月以上の期間をおいて再 利用する、または要支援から要介護状態となった場合	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算Ⅰ（一月につき） 24時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制	626円	1,251円	1,876円
特別管理加算Ⅰ（一月につき） 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、 気管チューブ・留置カテーテル等を使用している状態にある場合	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算Ⅱ（一月につき） 在宅透析、在宅酸素、中心静脈栄養、自己導尿、人工呼吸器、 人工肛門、重度の褥創、輸液等、必要がある状態にある場合	261円	521円	782円
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象者に対して、1回の時間が1時間30分を 超える訪問看護を行った場合	313円	626円	938円
複数名訪問加算Ⅰ（30分未満/回）	265円	530円	794円
複数名訪問加算Ⅱ（30分以上/回） 同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合	419円	838円	1,257円
退院時共同指導加算 入院中若しくは入所中の方に対して、主治医等と連携して 在宅生活における必要な指導を行った場合	626円	1,251円	1,876円
ターミナルケア加算 死亡された方について、終末期の看護を行った場合	2,605円	5,210円	7,815円
看護体制強化加算Ⅱ（一月につき）	209円	417円	626円
サービス提供体制強化加算（1回につき）	7円	13円	19円

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用料金を変更します。
なおその場合は、新しい利用料を文書でお知らせします。

(2) その他の利用料（保険給付外）

長時間の訪問看護 30 分毎（通常の時間帯）	1,200円
長時間の訪問看護 30 分毎（時間外）	1,500円
介護保険給付外、または支給限度を超えたサービス	全額負担
死後の処置（夜間・休日は医療保険に準ずる加算あり）	10,000円＋税
介護に必要な物品	実費
サービス利用支払い証明書（6ヶ月以内）	1,000円＋税

8. 苦情等の相談窓口

訪問看護に関する要望・苦情等はサービス担当者までお申し出ください。

また、管理者（電話054-360-4101 成木志保子）までお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

静岡市役所介護保険課事業所支援担当 電話054-221-1088

静岡県国民健康保険団体連合会 電話054-253-5590

介護老人保健施設きよみの里よろず相談 電話054-369-7700

9. 災害時の対応

震度4強以上の地震、地震警戒警報、大雨・暴風雪による避難指示が出た場合等、甚大な災害が予測される場合は安全を確認してから訪問の判断をいたします。また、訪問中に前述の状況が発生した場合は直ちに業務を中断し事業所に参集することとしています。そのため予定されている訪問を急遽取りやめる可能性があります。通信障害がある場合はやむをえず連絡なしで訪問を中止させていただく場合がありますのでご承知おき下さい。

10. 虐待の防止等

当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報させていただきます。

11. 緊急連絡先：別紙にて記載

令和 年 月 日

当事業者は、訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて、訪問看護のサービス内容および重要事項を説明しました。

〈事業者〉 住 所 静岡市清水区興津東町1829
事業所名 訪問看護ステーションきよみ
説明者 成本 志保子 印

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容および重要事項の説明を受け訪問看護を利用します。

特別な管理の該当の有無	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
緊急時訪問看護の利用希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
実習の受け入れ承諾の有無	<input type="checkbox"/> 承諾する	<input type="checkbox"/> 承諾しない

〈利用者〉 氏 名 印

〈連帯保証人〉 氏 名 印

(訪問看護ステーションの別表)

当事業所における利用者様にかかる個人情報の利用目的

当訪問看護ステーションでは、利用者（患者）様の権利としてのプライバシー保護に十分配慮しています。

また、利用者（患者）様から知り得た訪問看護情報を利用するにあたり、以下のとおり利用目的を特定し公表いたしますのでご了承ください。

なお、下記利用についても利用者（患者）様のご意思に反する場合は、その申し出により利用することはありません。「苦情相談窓口責任者（管理者）」までご相談ください。

1. 訪問看護サービスの利用者（患者）様への訪問看護の提供に必要な利用目的

(1) 訪問看護ステーション内部での利用に係る事例

- ①訪問看護サービスの利用者（患者）様に提供する訪問看護サービス
- ②訪問看護に係る保険事務
- ③利用者（患者）様に係る当訪問看護ステーションの管理運営業務のうち、
 - －利用開始終了等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －利用者（患者）様の訪問看護サービスの向上

(2) 他の事業者への情報提供を伴う事例

- ①訪問看護ステーションが利用者（患者）様に提供する訪問看護サービスのうち、
 - －利用者（患者）様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －主治医、他病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - －その他の委託業務
 - －家族等への心身の状況説明
- ② 訪問看護に係る保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

(1) 訪問看護ステーション内部での利用に係る事例

- ①訪問看護ステーションの管理運営業務のうち、
 - －訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当看護ステーション内において行われる学生等の実習への協力
 - －当訪問看護ステーション内において行われる症例研究

(2) 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- ①外部監査機関への情報提供
- ②関係法令等に基づく行政機関への報告等